



2025年2月13日

各位

会社名 トヨクモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 裕次
(コード番号:4058 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 石井 和彦
ir@toyokumo.co.jp

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的として行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	100,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合9.03%)
(3) 株式の取得価額の総額	200,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2025年2月13日~2025年4月30日

(ご参考) 提出日時点の発行済株式総数及び自己株式の保有状況

発行済株式総数	11,008,000株
自己株式数	81,006株

以上